

件名

金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七條第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定める。</p> <p>金融商品取引法施行令第七條第五項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六條の二第二項第二号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>金融商品取引法施行令第六條の二第二項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	